

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 ときがわ熊谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一四三番一地先まで</p>	<p>比企郡嵐山町大字千手堂字 原一四二番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・〇五 一二・〇七</p>	<p>一〇・四三 一〇・七二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二九・九七メートル</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事</p>		<p>備 考</p>